

～避難行動要支援者避難支援制度のお知らせ～

要

地域の助け合いで

避難行動要支援者（高齢者や障がいのある人） を守りましょう。

■災害に強い安全・安心なまち今治をめざして～地域ぐるみで防災活動を～

市では、災害が発生したときや災害のおそれがあるときに、自力で避難が困難な高齢者や障がいのある人など（避難行動要支援者）に対して、地域で安否確認や避難などの支援が行われるための仕組み「避難行動要支援者避難支援制度」を創設し、災害に強い安全・安心なまちづくりを進めています。



■なぜ、避難支援制度が必要なのでしょう

地域の一人暮らし高齢者や障がいのある人などは、災害が発生した時、危険を察知したり、自力で避難したりすることが困難であるなど、それぞれに応じた支援が必要である可能性が高い人たちです。

一方で、大規模な災害が発生すると、道路の寸断や電話の不通、同時多発する救援対応から、消防をはじめ警察や市役所などの公的機関は現場に到着できなかつたり、到着が大幅に遅れたりするなど、十分な対応ができない恐れがあります。

このようなときには、**地域ぐるみで安否確認や避難支援などを行うことが重要**になります。

■今治市避難行動要支援者避難支援制度の仕組み

避難行動要支援者に対して的確な支援が行えるよう避難行動要支援者の同意を得て、避難行動要支援者名簿や個別避難計画が市と個人情報保護を目的とした協定書を締結した**地域の避難支援団体**（自治会や自主防災組織など）に提供され、この情報をもとに**避難支援協力者**と協力して地域の支え合いで避難行動要支援者を支援する仕組みです。

制度の概要



要支援者名簿

今治市は災害時に自ら避難することが困難な要支援者の名簿を作成します。



個別避難計画

名簿に記載された要支援者ごとに、避難支援に必要な情報が書かれた、個別避難計画書を作成します。



- ※避難支援協力者とは
- ①避難行動要支援者に対し、普段から見守りや災害時に情報を伝えたり、一緒に避難したりするなどの支援を心がけていただく人です。
 - ②避難支援協力者はボランティア精神に基づき、できる範囲で支援をおこなうもので、法的な責任や義務を負うものではありません。

■避難行動要支援者とは

災害発生時に、自分ひとりで、もしくは家族だけで避難することが難しく、支援が必要な人で施設や病院などに入所や入院されている人を除く、以下の人々を避難行動要支援者と定め避難支援の体制づくりを進めています。



- ①75 歳以上のひとり暮らしの人
- ②75 歳以上の高齢者のみの世帯
- ③65 歳以上 74 歳以下の
介護保険における要介護認定(要介護3～5)でひとり暮らしの人
- ④身体障がい者(手帳1～2級)でひとり暮らしの人
- ⑤知的障がい者(療育手帳A)でひとり暮らしの人
- ⑥精神障がい者(手帳1級)でひとり暮らしの人
- ⑦①～⑥に準じる状態にあり、避難時に支援が必要である人

支援を必要とされる方は、私たちの周りにたくさんいます。
また、誰もが要支援者になる可能性があります。

■登録された方への支援内容

避難支援協力者や地域の避難支援団体が、できる範囲で次のような支援を行います。

- (1)平常時には・・・日ごろの見守りや災害時に必要な支援の検討、避難訓練などを行います。
- (2)災害時には・・・安否の確認を行います。
避難勧告など災害情報を伝えます。
避難場所への付き添いや介助を行います。



■制度への登録方法

要支援・要介護認定をお持ちの方、身体・療育・精神保健福祉手帳をお持ちの方については、ご担当の介護支援専門員や相談支援専門員が、名簿登録・個別避難計画作成のお手伝いをします。

75 歳以上のひとり暮らしの方、75 歳以上の高齢者のみの世帯の方につきましては、下記の問い合わせ先か地区の民生児童委員さんにご相談ください。

地域ぐるみで避難行動要支援者を支援するための取組みを推進し、
誰もが安心して安全に暮らせるまちづくりを進めましょう。

問合せ先	電話番号
今治市役所健康福祉部福祉政策課 又は 各支所住民サービス課	福祉政策課 0898-36-1525